

## スマートシティ伊勢推進協議会規約

### (名称)

第1条 本会は、スマートシティ伊勢推進協議会（以下「協議会」という。）と称する。

### (目的)

第2条 協議会は、デジタルを活用したデジタル変革（デジタルトランスフォーメーション）を推進し、伊勢市版スマートシティの実現に向けて取り組んでいくことで、市民サービスの向上、関係各団体の運営効率化及び地域課題の解決を図ることを目的とする。

### (事業)

第3条 協議会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事業を関係各団体が連携して行う。

- (1) 前条の目的に賛同する産官学民団体が、相互に情報交換や共有を行うこと。
- (2) スマートシティの実現に向けた実証事業の推進に関すること。
- (3) 市民への普及、啓発に関すること。
- (4) その他前条の目的を達成するために必要なこと。

### (参画団体)

第4条 協議会は、参画する各団体により組織する。

- 2 新たに参画しようとする団体は、会長にその旨を申し出て、会長が認めた場合のみ参画できるものとする。
- 3 協議会を退会しようとする参画団体は、会長にその旨を申し出て、会長が認めた場合のみ退会できるものとする。
- 4 参画団体が本規約に違反したとき、協議会の名誉を毀損する行為があったとき又はその他協議会の運営に当たって重大な支障が生じると認められたときは、会長は当該団体を除名することができる。

### (会長)

第5条 協議会の会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

2 会長は、伊勢市長の職にある者をもって充てる。

(アドバイザー)

第6条 協議会は、専門知識を有する者をアドバイザーとして置くことができる。

(オブザーバー)

第7条 協議会は、必要に応じて意見を求めるために、オブザーバーを置くことができる。

(代表者会議)

第8条 代表者会議は、会長が招集する。

2 代表者会議は、参画団体を代表する者で構成する。

3 代表者会議においては、会長が議長となる。ただし、欠席の場合は、あらかじめ会長が指名する者が議長となる。

4 会長は、必要に応じて、代表者会議にアドバイザー及びオブザーバーの出席を求めることができる。

(担当者会議)

第9条 協議会の円滑な運営に関して必要な調整等を行うため、協議会に担当者会議を置く。

2 担当者会議は、参画団体の実務担当者で構成する。

3 会長は、必要に応じて、担当者会議にアドバイザー及びオブザーバーの出席を求めることができる。

(部会)

第10条 会長は、活動の必要に応じて、協議会に部会を置くことができる。

2 部会は、特定の分野の調査、検討等を行う。

3 部会の構成員は、参画団体のほか、協力企業・学校等、市担当部署をもって構成する。

4 必要に応じて、部会の会務を統括するため部会長1名を置くことができる。

(事務局)

第11条 協議会の事務を処理するため、事務局を伊勢市 情報戦略局 デジタル政策課に置く。

(秘密保持)

第12条 協議会の参画団体、アドバイザー、オブザーバー、協力企業・学校等は、協議会における会議、事業、その他の活動により知り得た事項または他の団体（以下、「開示者」という。）に関する一切の事項を無断で第三者に開示又は漏洩等してはならない。

(その他)

第13条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営に関して必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規約は、令和4年2月17日から施行する。